

Q1

条例には何が書いてあるの？

「認知症になっても安心して暮らせる共生のまちづくり」を目指すため、4つの基本理念と、それに関わるみなさんの役割を示しています。

Q2

罰則はあるの？

罰則はありません。



Q3

条例に期待することは？

だれもが認知症を「自分のこと」として考え、同じ地域の一員として、互いに尊重しながら、臼杵市全体で支え合えるまちを実現することです。

基本理念

- ① 認知症に関する正しい知識及び理解をもち、認知症の人やその家族の視点に立つ
- ② 認知症になっても地域や社会で輝きつづけるまちの実現を目指す
- ③ 認知症の発症予防及び進行予防に取り組むように努める
- ④ 地域に関わる全員が、それぞれの役割を果たし、相互に連携する

それぞれの役割

市民※1	認知症への理解を深める	・認知症を「自分のこと」として考える	協力してみんなで取り組む
事業者		・認知症の予防※2に努める	
地域組織		・従業員に対し必要な教育	
関係機関		・それぞれの特性に応じた気配り	
市		・地域の住民同士の支え合いの活動を積極的に取り組む	
		・専門知識を持った人材を育てる	
		・研究成果の情報共有、それぞれの機関との連携	
		・認知症の取組の総合的実施	
		・市民等と連携し、必要な体制の整備	

※1 市民とは市内に住所を有する方、市内に通勤又は通学をする方を示しています。
 ※2 予防とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

臼杵市みんなで取り組む認知症条例

全ての市民がその人らしく生活し、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らすことのできる臼杵市の実現は、私たち市民の共通の願いである。

臼杵市では、高齢化が進み、それに伴い認知症高齢者はさらに増加すると見込まれている。また、65歳未満で発症する若年性認知症もあるなど、認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、誰もが関わる身近なものとなっている。

これまで臼杵市では、産学官をはじめとする関係機関との連携により、生活習慣と認知症発症の関連性を解明する認知症予防研究事業など、独自の認知症施策に取り組むとともに、認知症の正しい知識の普及啓発など様々な取組を推進してきた。

今後も、全ての市民が正しい理解と知識をもち、認知症の人とその家族の視点を重視しながら、認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生き、また、認知症になっても同じ社会で安心して暮らせる共生のまちづくりを推進しなければならぬ。

また、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、正しい知識と理解に基づいた予防を誰もがなり得る認知症への備えとして取り組むよう努めることとする。

これらを踏まえ、臼杵市では認知症施策をさらに発展させるために、市全体で認知症に関する取組を推進し、全ての市民が同じ地域社会の一員として、互いを尊重し、支え合い、認知症になっても安心して暮らせる臼杵市の実現を目指す。この条例を制定する。

(目的)
第1条 この条例は、認知症になっても安心して暮らせる共生のまちづくり及び認知症の予防について、基本理念を定め、市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割並びに市の責務を定めるとともに、認知症に関する施策及び取組を総合的に推進し、全ての市民が同じ地域社会の一員として、互いを尊重し、支え合えるまちを実現することを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 発症予防 認知症になるのを遅らせることをいう。
- (3) 進行予防 認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。
- (4) 市民等 市民、事業者、地域組織、関係機関及び市をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (7) 地域組織 自治会、コミュニティその他の一定の地域に住所を有する者により構成された組織をいう。
- (8) 関係機関 医療機関、大学、介護事業所、その他の認知症に業務上関係のある機関をいう。

(基本理念)
第3条 市民等は、次に掲げる基本理念のとおり、認知症になっても安心して暮らせる共生のまちづくり及び認知症の予防を推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、認知症の人とその家族の視点に立ち取り組むこと。
- (2) 認知症になっても地域で活躍し、社会参加できるまちの実現を目指すこと。
- (3) 認知症の発症予防及び進行予防に取り組むよう努めること。
- (4) 市民等が、それぞれの役割又は責務を認識し、相互に連携すること。

(市民の役割)
第4条 市民は、高齢者に限らず、誰もが認知症になり得ることを認識し、認知症に関する正しい知識を入手し、その理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、市、事業者、地域組織、関係機関等が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)
第5条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員に対し必要な教育を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人の個々の特性に応じた必要な配慮を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、市、地域組織、関係機関等が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)
第6条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、地域の住民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域組織は、市、事業者、関係機関等が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)
第7条 関係機関は、市、事業者、地域組織等が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、認知症に関する専門知識を有する人材の育成に努めるものとする。

3 関係機関は、認知症に係る研究成果に関する情報の共有その他の関係機関相互の連携に努めるものとする。

(市の責務)
第8条 市は、基本理念に基づき、認知症及び認知症の予防に対する市民、事業者、地域組織及び関係機関の理解を深め、認知症に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を適切に実施するため、市民、事業者、地域組織及び関係機関と連携し、必要な体制の整備を図るものとする。

(認知症に関する施策の総合的な推進)
第9条 市民等は、次に掲げる取組を連携及び協力しながら行うものとする。

- (1) 認知症の正しい知識の普及啓発
- (2) 認知症の人とその家族への支援
- (3) 認知症の早期発見及び早期診療ができるための体制づくり
- (4) 認知症の発症予防及び進行予防
- (5) 認知症支援ネットワークの構築

(委任)
第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和3年9月30日臼杵市条例第23号）
この条例は、公布の日から施行する。

発行年月 令和4年2月
作成・発行 臼杵市高齢者支援課

拡大版はホームページをご覧ください

(0972)86-2707



あなたに
知ってほしい！

臼杵市

みんなで取り組む

認知症条例

臼杵市では、高齢化が進み、認知症の方の数も増加すると見込まれています。認知症は誰もが関わる可能性のある身近なものです。

全ての市民が正しい理解と知識をもち、認知症の人とその家族の視点を大切にすることで、認知症になっても同じ社会で希望をもち、安心して暮らせる共生のまちづくりを目指すためにこの条例を制定しました。

令和3年9月30日制定



市民※1の役割

- ・ 認知症を「自分のこと」として考える
- ・ 認知症の予防※2に努める

※1 市民とは市内に住所を有する方、市内に通勤又は通学をする方を示しています。
 ※2 予防とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

普段からの心がけ

普段からバランスの良い食事や定期的な運動を心がけ、健康増進に努めましょう。
 また、認知症についての正しい知識を身につけるため、様々な取り組みに積極的に参加しましょう。



▲家族のつどいの様子



▲認知症サポーター養成講座の様子

ポイント /
自助

自分の出来ることから

地域組織の役割

- ・ 地域の住民同士の支え合いの活動を積極的に取り組む

地域の支え合いを

認知症への正しい理解と、見守り活動など地域での支え合い、認知症の人自身が活躍できる場づくりが重要です。
 声かけ模擬訓練などの取組を通じて、日頃から隣近所や地域での支え合いの輪を広げていくことが大切です。



▲声かけ模擬訓練の様子



▲オレンジカフェで交流

ポイント /
互助

一人一人が地域社会の一員

事業者の役割

- ・ 従業員に対し必要な教育
- ・ それぞれの特性に応じた気配り

お客様のために

地域で暮らしていく中で、認知症の人やそのご家族も様々なサービスを利用します。

特に暮らしに密着したお店では、日常の中のさりげない手助けが認知症の人の安心につながります。

認知症サポーターがいる
 お店・事業所の目印



一緒に働く仲間のために

認知症の人やその家族等が働きやすくなるように努めましょう。少しの工夫と少しの気配りで、今までの生活を大きく変えることなく働き続けることができます。



例えば
 作業手順が分からなくなった
 ☞ 手順書をつくり作業する近くにおく
 取引先との約束を忘れてしまう
 ☞ 1日のスケジュール表をつくる

SOSネットワークへの協力

一人歩きをする可能性のある方が事前登録でき、行方不明が発生した場合、ネットワークと協定を結んでいる事業所へ情報発信が速やかに行われ、行方不明者の早期発見につながります。



ポイント /
共助

協力しあえるやさしいお店に

市の責務

- ・ 認知症の取組の総合的実施
- ・ 市民と連携し、必要な体制の整備

認知症の正しい知識の普及啓発

認知症の人とその家族への支援

ポイント /
公助

全ての市民が希望をもって共に生きる為に

関係機関の役割

- ・ 専門知識を持った人材を育てる
- ・ 研究成果の情報共有、それぞれの機関との連携

関係機関とは？

医療機関、大学、介護事業所、県等認知症に関係する機関の事です。

白杵市の認知症を考える会

医師会・大学・保健所・市が中心となり、歯科医師会・薬剤師会・老人福祉施設等、多くの関係機関が連携し、最新の認知症治療等の勉強会の実施や、市民啓発のため認知症市民フォーラムを開催します。



状況に応じた適切な支援

認知症の人やその家族の状況や状態に応じ、関係機関がお互いの役割を理解し、適切に連携しながら支援を行うことが大切です。

例えば



ポイント /
専助

専門職だからできる事を

認知症の早期発見及び早期診療ができるための体制づくり

みんなと一緒に

認知症の人やその家族の声を聴き、白杵のみなさんと一緒に協力しながら、認知症にやさしいまちづくりを進めます。



▲認知症ケアパス

認知症の発症予防及び進行予防

認知症支援ネットワークの構築